

日本弁護士連合会

初回相談 無料

「新型コロナウイルス 法律相談事業」

新型コロナウイルス感染拡大に起因する法的な悩みごとに 弁護士による電話法律相談

7月22日（水） まで受付

日弁連では、市民の方々が抱える、新型コロナウイルス感染拡大に起因するお悩みごとに対応するため、各地の弁護士会と連携して電話法律相談（初回相談無料）を実施しています。

「在宅勤務になったら手当を減らされた。このままだと住宅ローンの返済が滞るかもしれない」、「業績が悪化したという理由で内定を取り消された」、「不動産を賃貸しているが、借主から求められたら必ず賃料を減額しないといけないのか」、「友達と行く予定だった海外旅行をキャンセルしたら、約款どおりのキャンセル料を支払う必要があるのか」等々、新型コロナウイルス感染拡大に起因するお悩みごとに、法律のプロがお答えします。

※申込みの際の通信料（電話通話料・インターネット通信料など）は、相談者のご負担となります。

ご相談までの流れ

相談申込みの受付後、最寄りの弁護士会（一部地域を除く）の弁護士または事務局から折返しお電話をお掛けして、相談者と相談担当弁護士をお繋ぎします。

※折返し電話をさせていただくまでに相当日数（混雑状況によっては4～6営業日）を要する可能性があります。

ご相談のお申込み

オンライン申込み（24時間受付）



<https://form.gooker.jp/Q/auto/ja/coronasoudan/kojin/>



全国共通電話番号

おなやみ コロナ
☎ 0570-073-567

受付時間：平日のみ 午前11時～午後4時（6月19日（金）までは午前11時～午後3時）

※混雑のため繋がりにくいことがあります

※土日祝日は受け付けておりません